

平成26年度

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業
～スタートアップ支援～

公募要領

平成25年12月

文部科学省研究振興局学術機関課

1. 事業の背景・目的

平成20年7月、学校教育法施行規則の改正により、国公私立大学の研究所等を文部科学大臣が共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）として認定する制度が創設された。同制度は、研究所等が有する優れた学術資料・学術データ・研究設備を研究者が共同で活用することを通じて、我が国全体の学術研究の発展を図るものである。

これまで、国立大学を中心に多様な分野において拠点が整備され、研究者コミュニティからも高い評価を得ているが、学術研究の更なる発展のためには、国公私立大学におけるこれまでにない特色ある共同研究拠点を適切に認定し、その活動を推進していくことが必要である。

このため、本事業により、新たに大臣認定を受けた特色ある共同研究拠点を対象に、拠点としての環境や体制の整備に係るスタートアップのための支援を行い、研究ポテンシャルのある研究所等を学外の研究者の共同利用・共同研究に活用することを通じて、研究分野全体の研究水準の向上と異分野融合による新たな学問領域の創出を図り、我が国の学術研究の発展を図る。

2. 事業の概要

(1) 公募の対象、申請者等

①公募の対象

国公私立大学（学校教育法第2条第2項に規定する公立学校及び私立学校）の研究施設で、平成26年度から新たに大臣認定を受ける拠点（国公私立大学によるネットワーク型拠点の場合、国公私立大学に中心拠点をおくもの）が実施する拠点としての環境や体制の整備に係るスタートアップのための事業計画。

②申請者

拠点を設置する大学の学長

※ ネットワーク型拠点の場合は、その中心拠点を設置する大学の学長が代表して申請すること。

(2) 支援期間

原則として3年間

※ スタートアップのための事業が3年以内（例えば2年間）であっても差し支えない。

(3) 採択予定件数

3拠点程度

(4) 経費

①申請額

一拠点あたり年額4,000万円程度とする。

※ 採択拠点数、各計画の内容・事業規模等の状況により申請額から変更される場合がある。

②経費の範囲

- 1) 申請可能な経費は、各拠点における事業計画の遂行に必要な以下の経費とする
- 2) 申請にあたっては、支援期間の所要経費を提出すること
- 3) 経費については、スタートアップのための支援を対象としていることから、次年度以降、対前年度（26、27年度のそれぞれの額）に対して20%相当の減額措置を実施すること

(申請可能な経費)

- ・人件費
- ・事業推進費等（消耗品費、旅費、外国人等招へい旅費、諸諸金、会議開催費、通信運搬費、印刷製本費、借損料、雑役務費、その他大臣が認めた経費）
- ・設備備品費（設備備品を設置する際の軽微な据付のための経費を含む）

③経費の使途の例

- ・公募研究のコーディネーターや拠点の運営を補助する事務補助員等を雇用するために必要な経費
- ・運営委員会を開催するために必要な経費
- ・学術資料・データベース・研究設備の整備・維持・管理に必要な経費
- ・共同研究を行うために必要な経費
- ・拠点としての研究環境の整備に必要な経費

3. 審査方法等

審査は、別に定める審査要項により、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会において実施する。

4. 申請方法等

(1) 申請書類の提出

本事業の応募にあたっては、申請書類の提出が必要である。

申請書類は、文部科学省のホームページに掲載されている様式を使用すること。

また、別添資料として、平成26年度からの共同利用・共同研究拠点の認定に係る申請書類についても併せて提出すること。

(2) 提出方法

次の提出期間内に所定の受付場所に提出すること。

①提出期間 平成26年1月14日（火）10：00
～平成26年1月17日（金）17：00

②提出部数 原本1部＋コピー20部
※原本は片面印刷、コピーは両面印刷で提出すること。

③提出先 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省研究振興局学術機関課機構調整・共同利用係

※ 郵送での提出の場合

申請書類を郵送する場合には、配達を証明できる方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）により、余裕を持って発送すること。また、封筒等の表に、朱書きで「平成26年度特色ある共同研究拠点申請書在中」と明記すること。

(3) 留意事項

申請者は、全ての申請書類一式を一括して提出すること。

なお、申請書類を提出する際には、次の点に注意すること。

- ①提出する申請書類は、必ず写しを作成し、保管しておくこと。
- ②特に指定がない場合には、日本工業規格A4版で統一し、糊付けせずに、クリップ止めすること。
- ③申請書類提出・受付後に、訂正・再提出及び申請書類の追加提出等を行うことはできない。

5. その他

(1) この公募は、平成26年度予算の成立を前提に行うものであり、その状況によっては事業内容や実施予定額を変更する場合がありますので留意すること。

(2) 支援期間終了後に事後評価を行う。

(3) 申請書等の情報の取り扱いについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとする。

(4) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要である(チェックリストの提出がない場合の申請は認められない。)

このため、下記ホームページの様式に基づいて、平成26年1月17日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要である。チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ホームページで確認すること。

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※ なお、提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須となるので、e-Radへの研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをすること。(登録には通常2週間程度を要するので十分注意すること。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、上記ホームページに示された提出方法の詳細とあわせ、下記ホームページで確認すること。)

【URL】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、平成25年4月1日以降、別途の機会をチェックリストを提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はない。

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含む)による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがある。

(5) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下、「不正使用等」という。）への措置については以下のとおりとする。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

不正使用等が認められた拠点について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の補助金の交付決定についても行わないことがある。

2) 申請及び参加*1の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者や不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者*2に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとる。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合がある。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者等として新たに研究に参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る応募制限の対象者	不正使用の程度	応募制限期間*3（補助金等を返還した年度の翌年度から）	
1. 不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用	10年	
	(2) (1) 以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により競争的資金を受給した研究者及びそれに共謀した研究者		5年	
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		不正使用を行った研究者の応募制限期間の半分（上限2年、下限1年、端数切り捨て）	

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善意注意義務を怠った場合

(6) 研究活動の不正行為に対する措置

本事業に関する研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用。以下、「不正行為」という。）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（平成18年8月8日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）に基づき、以下のとおりとする。

○研究活動の不正行為が認められた場合の措置

1) 補助金の交付決定の取消し・変更、補助金の返還などの措置

研究活動の不正行為が認められた拠点について、補助金の交付決定の取消し・変更などの措置を行い、研究活動の不正行為の悪質性等に考慮しつつ、補助金の全部又は一部の返還を求める。また、次年度以降の補助金の交付決定についても締結しないことがある。

2) 申請及び参加の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、研究上の不正行為が認定された者、及び、不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加の制限措置をとる。

また、他府省を含む他の競争的資金等の担当に当該不正行為の概要（不正行為をした研究者名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正行為の内容、講じられた措置の内容等）を提供する場合がある。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間 (不正が認定された年度の翌年度から)	
不正行為に関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのもと同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年	

(7) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、補助金の配分の停止や、補助金の配分決定を取り消すことがある。

6. 問い合わせ先

<公募要領その他の問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省研究振興局学術機関課機構調整・共同利用係

TEL : 03-5253-4111 内線4085

FAX : 03-6734-4086